

卸売市場法の改正について

【卸売市場法の改正】

平成30年6月 卸売市場法の改正法案が国会で成立、公布

平成30年10月 卸売市場に関する基本方針、施行令、施行規則の公布

令和2年6月 改正卸売市場法の施行

1 背景

食品流通においては、加工食品や外食の需要が拡大するとともに、産地直売等の流通の多様化が進んでいる。

こうした状況の中で卸売市場が果たしてきた集荷・分荷、価格形成、代金決済等の調整機能は重要であり、今後も食品流通の核として堅持していく必要がある。

そして、流通の多様化に対応して、農林漁業者の所得を向上させるとともに、消費者ニーズに的確に答えていくためには、卸売市場が各卸売市場の実態に応じて創意工夫を活かした取組を促進し、市場を活性化させるとともに、食品流通の合理化と生鮮食料品等の公正な取引環境を確保する必要がある。

2 経緯

○平成28年11月

国の農林水産業・地域の活力創造本部において「農業競争力強化プログラム」が決定

特に、卸売市場については、経済社会情勢の変化を踏まえて、卸売市場法を抜本的に見直し、合理的理由のなくなっている規制は廃止する。

○平成29年12月

国の農林水産業・地域の活力創造本部において、農林水産業・地域の活力創造プランの改訂が閣議決定

・生鮮食料品等の公正な取引の場として、国が方針を示すこととし、公正・透明を旨とする共通ルールを遵守し、公正・安定的に業務運営を行える、高い公共性を有する卸売市場を国又は都道府県が、認定し公表するとともに、指導・検査監督する。

・共通ルール以外の国による一律の規制等は行わず、今後は、販路拡大といった生産者ニーズも踏まえ、各市場の実態に応じて創意工夫を活かした取組等により、卸売市場を活性化する。

3 概要

	項目	現行制度	新制度
市場の開設・許認可等	県条例への委任	法において条例委任規定を制定	<u>条例委任規定が廃止</u>
	国の方針・計画	卸売市場整備基本方針及び中央卸売市場整備計画を策定	卸売市場整備基本方針及び中央卸売市場整備計画を廃止し、 <u>卸売市場に関する基本方針を策定</u>
	県の計画	県卸売市場整備計画を策定	<u>法律上の規定が廃止</u>
	県の審議会	愛知県卸売市場審議会を設置	<u>法律上の規定が廃止</u>
	開設	一定規模の卸売場面積を有する市場を県知事が許可	<u>県知事が認定</u> （卸売場面積の要件はなく、地方卸売市場として認定を受けるかは各市場で判断可能）
	卸売業者	県知事が許可	<u>許可制度が廃止</u>
	指導・検査監督	県が開設者及び卸売業者に対して実施	県が開設者に対して実施
取引規制等	売買取引の方法の公表	条例で規定	法で規定（共通ルール①）
	差別的取扱いの禁止	法で規定	法で規定（共通ルール②）
	代金決済ルールの策定・公表	条例で規定（公表の規定を除く）	法で規定（共通ルール③）
	売買取引条件の公表	規定なし	法で規定（共通ルール④）
	売買取引結果等の公表	法で規定	法で規定（共通ルール⑤）
	第三者販売の禁止	条例で規定	規定なし（その他の取引ルール） ・卸売市場ごとに共通ルールに反しない範囲で定めることができる。
	直荷引きの禁止	規定なし	・その際、取引参加者の意見を聴くなど公正な手続きを踏むとともに「取引ルール」を公表する。
	商物一致の原則	規定なし	
	受託拒否の禁止	規定なし（中央卸売市場のみ法で規定）	